

2023年8月3日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 INPEX

企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対する意見

貴委員会から2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の提案について、下記のコメントを除き、同意致します。

記

質問3（他の会計基準等との関係に関する質問）

本会計基準案等における他の会計基準等との関係に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（コメント）

同意するが、I. 範囲 3項に以下の項の追加を検討いただきたい。もしくは、鉱業権等¹を国から賦与される取引は、本改正リース会計基準案が定める「リース」に該当しない旨を明示することを検討いただきたい。

■ 鉱物、石油、天然ガス及び類似の非再生資源の探鉱又は使用のためのリース

（理由）

上記コメントのような除外規定が無いまま改正リース基準案が最終化されてしまうと財務諸表の理解可能性と国際的な比較可能性が損なわれてしまう恐れがあるから。

現行の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」では、上記コメントのような除外規定を設けていない。仮に上述の鉱業権等の賦与がオペレーティング・リース取引に該当した場合であっても、「オペレーティング・リース取引は通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う」と規定されているため、リース取引の観点から資産計上の是非を検討する必要がなかった。

¹ 鉱業権とは、わが国では鉱業法11条により試掘権（鉱区において登録を受けた鉱物の賦存状況等を調査するためのもの）と採掘権（鉱区において登録を受けた鉱物を採掘・取得するためのもの）を指す。

一方、上記コメントのような除外規定が無いまま、改正リース会計基準案が最終化された場合、新たに定義された「リース」及び「使用権資産」の解釈次第では、鉱業権等の賦与が当該定義にあてはまるか否かの議論が生じることとなる。

国際財務報告基準 (IFRS) 第 16 号「リース」3 項 (a)² や米国会計基準 (U.S. GAAP) における Topic 842「リース」ASC842-10-15-1b³ では明確に上述のリースを除外しているため、改正リース会計基準案と IFRS 及び U.S. GAAP (以下、「国際的な会計基準」という。) との間には会計基準差異が生じている。この結果、以下のような状況が生じ、財務諸表の理解可能性と国際的な比較可能性が損なわれることを懸念する。

- 我が国の会計基準 (JGAAP) を採用する E&P⁴ 企業と国際的な会計基準を採用する E&P 企業との間で財務情報の比較可能性が損なわれること。例えば、同じ産油国・同じ鉱区への投資という同一の事業でありながら、JGAAP を採用する企業と国際的な会計基準を採用する企業とで、財務諸表の表示や会計方針等が異なる結果となり得る。
- JGAAP に基づいて連結財務諸表を作成する E&P 企業において、連結財務諸表の構成単位間の会計処理の整合性が確保されないこと。例えば、改正リース会計基準案が適用される子会社 (内国法人) と国際的な会計基準が適用される子会社 (外国法人) が同じ産油国・同じ鉱区への投資を行った場合、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に鑑み、当該内国法人子会社と外国法人子会社とで財務諸表の表示や会計方針等が異なり連結財務諸表に与える影響が異なる結果となり得る。

以 上

² leases to explore for or use minerals, oil, natural gas and similar nonregenerative resources;

³ Leases to explore for or use minerals, oil, natural gas, and similar nonregenerative resources 以下省略

⁴E&P とは Exploration & Production (探鉱・生産) の略で、石油・天然ガス開発事業を指す。